【お知らせ】当ファンドは、2027年8月20日に満期償還となります。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

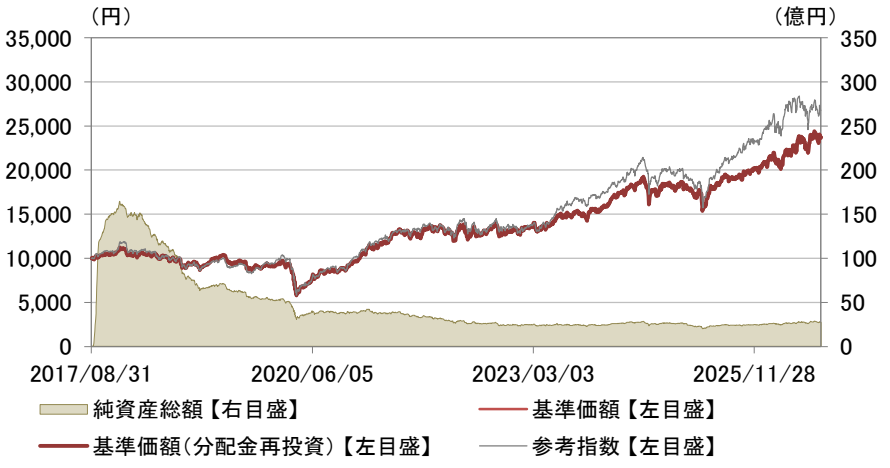
テンプルトン新興国小型株ファンド〈愛称：ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

月次レポート

2026年
09月30日現在

■基準価額および純資産総額の推移



・基準価額、基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。
・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
・基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
・参考指数は、MSCI エマージング・マーケット・スモール・キャップ インデックス（配当込み、円ベース）です。
参考指数は、当ファンドのベンチマークではありません。
詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
・参考指数は、適用基準価額の変更（「翌々営業日」基準から、「翌営業日」基準に変更）に伴い、2021年12月23日までは設定日翌々営業日を10,000として、2021年12月24日以降は設定日翌営業日を10,000として指数化しています。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	−3.0%	1.1%	17.6%	24.4%	57.2%	136.7%
参考指数	−4.3%	−2.4%	10.4%	21.8%	61.5%	167.8%

・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
・分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額（1万口当たり）	23,598円
前月末比	−725円
純資産総額	27.35億円

■分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第9期	2026/08/20	10円
第8期	2025/08/20	10円
第7期	2024/08/20	10円
第6期	2023/08/21	10円
第5期	2022/08/22	10円
第4期	2021/08/20	0円
設定来累計		50円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■資産構成

	比率
投資信託証券	99.0%
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（クラスY(Ydis)JPY）	99.0%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%
コールローン他	1.0%

・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
・比率は純資産総額に対する割合です。

実質的な投資を行う「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド」の運用状況

・フランクリン・テンプルトン提供の資料（現地月末営業日基準）に基づき作成したものです。
・当ファンドは、外国投資法人「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド」の外国投資証券「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（クラスY（Ydis）JPY）」を主要投資対象とします。

■資産の内訳

	比率
実質株式等組入比率	94.3%
短期金融資産等	5.7%

■組入業種

業種	比率
1 情報技術	31.9%
2 金融	19.4%
3 一般消費財・サービス	12.0%
4 資本財・サービス	7.2%
5 ヘルスケア	6.3%
6 生活必需品	6.0%
7 素材	5.8%
8 コミュニケーション・サービス	2.7%
9 不動産	2.2%
その他	1.0%

・業種はGICS（世界産業分類基準）に基づいていますが、一部フランクリン・テンプルトンの判断に基づき分類したものが含まれています。

■組入国・地域

国・地域	比率
1 台湾	22.2%
2 インド	21.0%
3 韓国	14.6%
4 中国	8.9%
5 ベトナム	6.0%
6 フィリピン	2.7%
7 メキシコ	2.5%
8 ブラジル	1.9%
9 カザフスタン	1.8%
その他	12.8%

・国・地域はフランクリン・テンプルトン独自の判断により分類したものです。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・比率は投資対象ファンドの純資産総額に対する割合です。・短期金融資産等は、純資産総額－組入有価証券の比率です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

テンプルトン新興国小型株ファンド
〈愛称：ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

月次レポート

2026年
09月30日現在

実質的な投資を行う「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド」の運用状況

・フランクリン・テンプルトン提供の資料（現地月末営業日基準）に基づき作成したものです。
・当ファンドは、外国投資法人「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド」の外国投資証券「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（クラスY（Ydis）JPY）」を主要投資対象とします。

■組入上位10銘柄

組入銘柄数: 84銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	BAJAJ HOLDINGS & INVESTMENT LTD	インド	金融	3.2%
2	SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	台湾	情報技術	2.7%
3	ISC CO LTD	韓国	情報技術	2.7%
4	REDINGTON LTD	インド	情報技術	2.6%
5	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	台湾	情報技術	2.5%
6	JB FINANCIAL GROUP CO LTD	韓国	金融	2.3%
7	NOVATEK MICROELECTRONICS CORP	台湾	情報技術	2.3%
8	VISUAL PHOTONICS EPITAXY CO LTD	台湾	情報技術	2.1%
9	BOLSA MEXICANA DE VALORES SAB DE CV	メキシコ	金融	2.0%
10	FOSITEK CORP	台湾	情報技術	1.9%

・国・地域はフランクリン・テンプルトン独自の判断により分類したものです。
・業種はGICS（世界産業分類基準）に基づいていますが、一部フランクリン・テンプルトンの判断に基づき分類したものが含まれています。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・比率は投資対象ファンドの純資産総額に対する割合です。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

テンプルトン新興国小型株ファンド〈愛称：ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

月次レポート

2026年
09月30日現在

■運用担当者コメント

【市況動向】
当月のエマージング株式市場は下落しました。南アフリカ株式市場を中心に下落しました。南アフリカ株式市場では、鉱山株のウェイトが高いため、貴金属価格の下落が直接的なマイナス要因となりました。
規模別では、大型株が小型株よりも堅調に推移しました。
為替市況では、台湾ドル等が対円で下落しました。

【運用状況】
当ファンドは「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ-テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（クラスY（Ydis） JPY）」を高位組み入れとし、その他の資産を「マネー・マーケット・マザーファンド」等で運用しました。
当月は、保有銘柄の下落に加え、為替市場で投資対象資産の通貨が対円で下落したこと等がマイナスに作用し、基準価額は下落しました。
個別銘柄では、「ISC CO LTD」(韓国、情報技術)等が上昇した一方、「HUGEL INC」(韓国、ヘルスケア)等が下落しました。

【今後の運用方針】
引き続き、新興国の株式等のうち、主として新興国で登記されている小型企業の株式等へ投資を行います。また、事業活動の中心が新興国である小型企業の株式等や、新興国で登記されている小型企業への出資を通じて実質的に主な事業活動を新興国にて行う小型持株会社の株式等にも投資を行う場合があります。銘柄選定にあたっては、徹底的な調査活動による長期業績予想に基づき、独自に算出した企業の適正価値に対して割安と判断される銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

（運用責任者：加納 良樹）

・フランクリン・テンプルトンの資料に基づき作成しています。・市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

■本資料で使用している指数について
・MSCI エマージング・マーケット・スモール・キャップ インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国の小型株式で構成されています。MSCI エマージング・マーケット・スモール・キャップ インデックス（配当込み、円ベース）とは、MSCI エマージング・マーケット・スモール・キャップ インデックス（ネット配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■GICS(世界産業分類基準)について
・Global Industry Classification Standard(″GICS″)は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor's)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

テンプルトン新興国小型株ファンド
〈愛称:ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的
新興国の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

■ファンドの特色
特色1　主として新興国の小型株式等へ投資を行います。
・外国投資法人であるフランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として新興国の小型株式等（預託証券を含みます。以下同じ。）へ投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
※預託証券とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
・投資にあたっては、新興国の株式等のうち、主として新興国で登記されている小型企業の株式等へ投資を行います。また、事業活動の中心が新興国である小型企業の株式等や、新興国で登記されている小型企業への出資を通じて実質的に主な事業活動を新興国にて行う小型持株会社の株式等にも投資をする場合があります。
・当初購入時*の時価総額が、MSCI エマージング・マーケット・スモール・キャップ インデックスの構成銘柄の時価総額の範囲内の新興国の株式等へ投資を行います。
*購入した株式等は、ファンドで保有している限り追加投資することができます。
*当ファンドにおける新興国とは、MSCI エマージング・マーケット インデックスの採用国のほか、フランクリン・テンプルトンが新興国と判断した国や地域をいいます。
・銘柄選定にあたっては、徹底的な調査活動による長期業績予想に基づき、独自に算出した企業の適正価値に対して割安と判断される銘柄に投資します。

特色2　外国投資法人の運用は、フランクリン・テンプルトンが行います。
・運用はフランクリン・テンプルトンのエマージング株式運用の拠点である、テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド（シンガポール法人）が行います。フランクリン・テンプルトンは、新興国株式投資における充実した調査体制と長い経験を有しています。

特色3　原則として、為替ヘッジは行いません。
・原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4　年1回の決算時（8月20日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。
・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み
・ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
＜投資対象ファンド＞
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ−テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（クラスY(Ydis)JPY）
マネー・マーケット・マザーファンド

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

テンプルトン新興国小型株ファンド
〈愛称:ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
信用リスク	株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・リスク	ファンドは、主に新興国の株式に実質的な投資を行います。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

ファンドは、小型株を主要投資対象としているため、大型株中心に投資する場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

テンプルトン新興国小型株ファンド
〈愛称:ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次に該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2027年8月20日まで(2017年8月31日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。
決算日	毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にご確認ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

テンプルトン新興国小型株ファンド〈愛称:ライジング・フォース〉

追加型投信／海外／株式

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に対して、上限3.30%（税抜 3.00%）（販売会社が定めます） （購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。）
信託財産留保額	ありません。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 （信託報酬）	日々の純資産総額に対して、年率1.9580%（税抜 年率1.7800%）をかけた額 ファンドが投資対象とする外国投資証券では運用管理費用（信託報酬）はかかりませんので、お客さまが負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は上記と同じです。
その他の費用・手数料	監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社（ファンドの運用の指図等）
三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

＜ホームページアドレス＞ https://www.am.mufg.jp/
＜お客さま専用フリーダイヤル＞ 0120－151034
（受付時間 営業日の9:00～17:00）

●受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）
三菱UFJ信託銀行株式会社

2026年09月30日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称：テンプルトン新興国小型株ファンド

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
広田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第33号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○		
株式会社三菱UFJ銀行（※）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）（※）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱UFJ　eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○	○		○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（※）	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				

・商号欄に＊の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に（※）の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。